

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の
説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
3	議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
5	他の国際約束との関係	二
二	議定書の内容	二
1	本文	二
2	議定書の附属書（漁業補助金協定）	三
(1)	適用範囲	三
(2)	定義	三
(3)	違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業に寄与する補助金	三
(4)	濫獲された資源に関する補助金	三
(5)	その他の補助金	三
(6)	後発開発途上加盟国に関する特別規定	四
(7)	技術援助及び能力の開発	四
(8)	通報及び透明性	四
(9)	制度上の措置	四
(10)	紛争解決	四

	(11)	最終規定	四
	(12)	包括的な規律が採択されない場合における協定の終了	五
	三	議定書の実施のための国内措置	五
(参		考)	六

一 概説

1 議定書の成立経緯

この議定書は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（以下「世界貿易機関協定」という。）を改正し、世界貿易機関協定附属書一Aに漁業補助金に関する協定（以下「漁業補助金協定」という。）を追加すること等について定めるものである。平成十三年（二千一年）のドーハ閣僚宣言において、漁業補助金がドーハ・ラウンド交渉の一分野とされ、漁業補助金分野の交渉が開始された。その後、交渉の結果、漁業補助金協定が作成され、令和四年（二千二十二年）六月十七日に、ジュネーブで開催された第十二回世界貿易機関閣僚会議において、この議定書が採択された。

2 議定書締結の意義

この議定書は、世界貿易機関協定を改正し、世界貿易機関協定附属書一Aに違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（以下「IUU漁業」という。）に寄与する補助金の禁止等について定める漁業補助金協定を追加すること等について定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、世界的な漁業資源管理の促進、多角的貿易体制の更なる発展及び世界経済の持続可能な成長に寄与するとの見地から有意義であると認められる。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) IUU漁業等に従事する船舶又は運航者に対する補助金、濫獲された資源に関する漁獲等に対する補助金及び沿岸国の管轄の外かつ関連する地域的な漁業管理のための機関又は枠組み（以下「地域漁業管理機関」という。）の権限の外で行われる漁獲等に対する補助金を交付し、又は維持してはならないこと。

(2) 補助金が交付される漁獲活動の種類の情報、IUU漁業に従事したと決定した船舶及び運航者の一覧表、漁業補助金協定の実施及び運用を確保するための措置、漁業補助金協定に関連を有する自国の漁業に関する制度の概要、自国が参加国である地域漁業管理機関に関する情報等を通報又は提供すること。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国として、持続可能な開発目標（SDGs）においても掲げられたIUU漁業につながる補助金の撤廃等に関する国際的な取組、漁業補助金協定に盛り込まれなかった内容を含む包括的な規律の採択に向けた世界貿易機関における議論等に積極的に貢献する観点からも、可能な限り速やかにこの議定書を締結することが望ましい。

5 他の国際約束との関係

この議定書と他の国際約束との関係については、次のとおりである。

- (1) 世界貿易機関協定（平成六年（千九百九十四年）四月十五日にマラケシュにて採択）
この議定書は、世界貿易機関協定附属書一Aについては、補助金及び相殺措置に関する協定の次にこの議定書の附属書に規定する漁業補助金協定を加えること等について規定している。

- (2) 補助金及び相殺措置に関する協定（世界貿易機関協定（1）附属書一Aに含まれ、世界貿易機関協定の不可分の一部を成す。）
漁業補助金協定は、補助金及び相殺措置に関する協定に定める権利又は義務を修正し、又は無効にするものではないことを規定するとともに、漁業補助金に関する通報を強化すること等のために、補助金及び相殺措置に関する協定第二十五条の規定に基づく漁業補助金に関する加盟国（注）の定期的な通報の一部として、補助金が交付される漁獲活動の種類の情報を提供すること等を規定している。

注 世界貿易機関協定において用いられる「国」には、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域を含む。令和五年（二千二十三年）二月一日現在、世界貿易機関の加盟国は百六十四箇国

- (3) 千九百九十四年のガット（世界貿易機関協定（1）附属書一Aに含まれ、世界貿易機関協定の不可分の一部を成す。）
漁業補助金協定は、漁業補助金協定に別段の定めがある場合を除くほか、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十二條及び第二十三條の規定を漁業補助金協定に係る協議及び紛争解決について準用すること等を規定している。

二 議定書の内容

1 本文

この議定書は、世界貿易機関協定附属書一 A については、補助金及び相殺措置に関する協定の次に漁業補助金協定を加えること、世界貿易機関協定第十条 3 の規定に従って効力を生ずること等を規定している。

2 議定書の附属書（漁業補助金協定）

(1) 適用範囲（第一条）

漁業補助金協定は、補助金及び相殺措置に関する協定 1.1 に規定する補助金であつて、補助金及び相殺措置に関する協定第二条に規定する特定性を有するもののうち、海洋における野生の捕獲漁業及び海上における漁獲関連活動に対して交付されるものについて適用することを規定している。

(2) 定義（第二条）

「魚類」、「漁獲」、「漁獲関連活動」、「船舶」及び「運航者」の用語の定義について規定している。

(3) 違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業に寄与する補助金（第三条）

いかなる加盟国も、IUU 漁業等に従事する船舶又は運航者に対する補助金を交付し、又は維持してはならないこと、船舶又は運航者は、沿岸国である加盟国、旗国である加盟国又は関連する地域漁業管理機関の決定により IUU 漁業に従事しているものとする事等を規定している。

(4) 濫獲された資源に関する補助金（第四条）

いかなる加盟国も、濫獲された資源に関する漁獲等に対する補助金を交付し、又は維持してはならないこと、沿岸国である加盟国又は関連する地域漁業管理機関が魚類資源が濫獲されていると認める場合には当該魚類資源は濫獲されているものとする事、加盟国は、生物学的に持続可能な水準に資源を回復させるために濫獲された資源に関する漁獲等に対する補助金又はその他の措置を実施する場合には当該補助金を交付し、又は維持することができる事等を規定している。

(5) その他の補助金（第五条）

いかなる加盟国も、沿岸国の管轄の外かつ関連する地域漁業管理機関の権限の外で行われる漁獲等に対する補助金を交付し、又は維持してはならないこと及び加盟国は、当該加盟国の旗を掲げていない船舶に対する補助金又は状態が不明である資源に関する

- 漁獲等に対する補助金を交付する場合には特別の注意を払い、及び妥当な自制を行うことを規定している。
- (6) 後発開発途上加盟国に関する特別規定（第六条）
- 加盟国は、後発開発途上加盟国に係る問題を提起することについて妥当な自制を行うものとし、解決を検討する場合において当該後発開発途上加盟国の個別の事情があるときは、これを考慮することを規定している。
- (7) 技術援助及び能力の開発（第七条）
- 漁業補助金協定に基づく規律の実施のために提供される開発途上加盟国に対する技術援助及び能力の開発に関する援助を支援するため、関連する国際機関と協力して、世界貿易機関の任意の資金供与の仕組みを設置すること等を規定している。
- (8) 通報及び透明性（第八条）
- 加盟国は、補助金が交付される漁獲活動の種類の情報、IUU漁業に従事したと決定した船舶及び運航者の一覧表、漁業補助金協定の実施及び運用を確保するための措置、漁業補助金協定に関連を有する自国の漁業に関する制度の概要、自国が参加国である地域漁業管理機関に関する情報等を通報又は提供することを規定している。また、加盟国は、これらの通報及び情報に関する追加の情報を当該通報を行う加盟国に要請することができること等を規定している。
- (9) 制度上の措置（第九条）
- 各加盟国の代表で構成する漁業補助金に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置することを規定している。また、委員会は、議長を選出するものとし、少なくとも年二回会合すること、少なくとも二年ごとに、第三条、第八条及び第九条の規定に従って提供された全ての情報を検討すること、毎年漁業補助金協定の実施及び運用について検討すること等を規定している。
- (10) 紛争解決（第十条）
- 漁業補助金協定に別段の定めがある場合を除くほか、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガスト第二十二条及び第二十三条の規定は、漁業補助金協定に係る協議及び紛争解決について準用すること及び補助金及び相殺措置に関する協定第四条の規定は、第三条から第五条までの規定に係る協議及び紛争解決について適用することを規定している。
- (11) 最終規定（第十一条）

- (7) 第三条及び第四条に規定する場合を除くほか、漁業補助金協定のいかなる規定も、一定の要件を満たすことを条件に、災害に係る救済のための補助金を交付することを妨げるものではないことを規定している。
- (イ) 漁業補助金協定は、領土に関する主張又は海洋の境界画定に関して法的な影響を及ぼすものではないこと及び第十条の規定に従って設置される小委員会は、領土又は海洋の境界画定に関する主張に基づいて認定を行うことを当該小委員会に要求する主張については、認定を行わないことを規定している。
- (ウ) 漁業補助金協定のいかなる規定も、国際法に基づく加盟国の管轄権、権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならず、又はそれらに影響を及ぼす態様で適用してはならないこと等を規定している。
- (エ) 漁業補助金協定は、補助金及び相殺措置に関する協定に定める権利又は義務を修正し、又は無効にするものではないことを規定している。

(12) 包括的な規律が採択されない場合における協定の終了（第十二条）

漁業補助金協定が効力を生じてから四年以内に包括的な規律が採択されない場合には、一般理事会が別段の決定を行わない限り、漁業補助金協定は直ちに終了することを規定している。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 令和四年(二千二十二年)六月十七日 ジュネーブにおいて採択
- 2 効力発生 令和五年(二千二十三年)二月一日現在 未発効(加盟国の三分の二が受諾した時にそれらの加盟国について効力を生じ、その後は、その他の各加盟国について、それぞれによる受諾の時に効力を生ずる。)
- 3 締約国 令和五年(二千二十三年)二月一日現在 一箇国
スイス